

小論文

(教育学部)

9 : 30 ~ 12 : 30

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題紙を開いてはならない。
2. 問題紙は 18 ページある。
3. 解答用紙は

解答用紙番号
小論文 0-1

 ,

解答用紙番号
小論文 0-2

 ,

解答用紙番号
小論文 0-3

 ,

解答用紙番号
小論文 0-4

 の 4 枚である。
4. 解答用紙は 4 枚とも必ず提出せよ。
5. 受験番号および座席番号(上下 2 箇所)は、監督者の指示に従って、すべての解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答はすべて解答用紙の指定された欄に記入せよ。
7. 必要以外のことを解答用紙に書いてはならない。
8. 問題紙の余白は下書きに使用してもさしつかえない。
9. 下書き用紙は回収しない。

1 以下の文章は、西倉実季「対象者の拡大可能性 合理的配慮を必要とするのは誰か」を一部改変したものである。これを読んで、以下の問いに答えなさい。

問 1 著者は容貌に損傷や欠損がある人びとが合理的配慮を得るためには社会的障壁型の合理的配慮の考え方が有効であると主張している。その理由を本文に即して 400 字以内で説明しなさい。

問 2 学校教育の場面において、合理的配慮を障害者以外へと拡大していくことの是非について、具体的な例を挙げながら自分の意見を 800 字以内で述べなさい。

なお、文部科学省は学校教育における合理的配慮を「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」と定義している(中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」(報告)2012年7月23日)。

Aさんは脊髄損傷者であり、民間企業で働いている。車いすに長時間座っているうちに身体が圧迫されて血液の循環が悪くなり、坐骨じよくそうに褥瘡(床ずれ)ができてしまった。治療には外科的な手術が必要である。術後、座れるようになるまでに3週間、車いすが使えるようになるまでにはさらに1週間かかることから、静養も含めて5週間の休暇を申請した。職場復帰後は、褥瘡を予防するために2時間ごとに横になれるよう、休憩時間の変更を求めた。

同じく民間企業で働いているBさんの顔にはやけどの手術痕がある。同僚や顧客にじろじろ見られたり、「その顔、どうしたの?」と質問されたりすることがとても苦痛で、手術痕を目立たなくする修正手術を受けようと考えている。術後、包帯が取れるまでには1週間ほどかかるため、慎重を期して10日間の休暇を申請した。休暇が明けたあとは、不特定多数の顧客とできるだけ接しないです

むポストに就かせてもらえるよう、配置転換を希望した。

障害者差別解消法(以下、差別解消法)は、雇用分野での差別を解消するための措置については障害者雇用促進法(以下、雇用促進法)に委ねるとしている(13条)。雇用促進法は、事業主の合理的配慮義務として次の2つを定めた。ひとつは、募集・採用時の機会均等を確保するために、障害者からの申出にしたがって必要な措置を実施することである(36条の2)。採用試験の問題用紙を点訳・音訳することや、試験の解答時間を延長することなどがこれに含まれる。もうひとつは、障害のある労働者と障害のない労働者との均等な待遇を確保し、障害のある労働者の能力を有効に発揮するために、職務の円滑な遂行に必要な設備を整備したり援助者を配置したりする措置を実施することである(36条の3)。手話通訳者や要約筆記者を配置・派遣することや、通勤時のラッシュを避けるために勤務時間を変更することなどがこれにあてはまる。前者は採用前の障害者に対する合理的配慮を、後者は採用後の障害者に対する合理的配慮をそれぞれ扱っている。

褥瘡を放置して健康を損なうと、Aさんは自分の能力を十分に働かせることができなくなってしまう。この意味で、褥瘡の治療や予防ができないことは、障害のあるAさんがもっている能力を有効に発揮するうえで支障となっている。こうした事情を改善するために事業主が講じるべき処置が、雇用促進法のいう合理的配慮である。つまり、褥瘡の治療に必要な休暇を認めることや休憩時間を確保するために就業規定を変更することは、過重な負担を伴わない限り、事業主がAさんに提供すべき合理的配慮なのである。Aさんはすでに採用された障害者であるため、これらは採用後の障害者に対する合理的配慮である。

では、Bさんに休暇を認めることや配置転換を講じることは、事業主が提供すべき合理的配慮だろうか。Bさんは日常的にじろじろ見られたり質問を向けられたりすることで精神的にまいってしまい、出勤するのが次第におっくうになった。修正手術で手術痕が目立たなくなれば、さらには人目につきにくいポストに就くことができれば、執拗な視線やぶしつけな言葉を投げかけられる機会が減り、Bさんは自分の能力をもっと有効に発揮できるだろう。とすれば、修正手術のための休暇や他人との接触が限られたポストへの配置転換は、過重な負担を伴

わない限り、事業主が提供するべき合理的配慮として考えることができそうだ。

ところが、雇用促進法のもとでは、Bさんには合理的配慮が提供されないおそれがある。というのは、Bさんはこの法律が定める「障害者」に含まれない可能性が高いからだ。合理的配慮とは、過重な負担を伴わない範囲で障害者に必要かつ適切な配慮を行うことなので、Bさんが障害者ではないとすれば休暇や配置転換といった配慮は提供されないことになってしまう。

障害者差別禁止法の先達である障害をもつアメリカ人法(以下、ADA)のもとでも、AさんとBさんの扱いは違っており、Bさんには合理的配慮が認められていない。それはなぜか、読者は2通りの答えを思いつくかもしれない。ひとつは、日本と同様にBさんはそもそも「障害者」に含まれないから、というものである。もうひとつは、Bさんは「障害者」に含まれるにしても合理的配慮を提供される必要はないから、というものである。Aさんとは違って、Bさんは身体が自由が利く。顔の傷を凝視されて嫌な思いをする機会もあるだろうが、そうした否定的反応を断固として跳ね返し、仕事に支障が出ないようにするくらいはできるはずだ。そうできないのはBさんの「弱さ」や「甘え」であり、事業主に休暇の取得や配置転換を要求するのはお門違いではないか、というように。

〔中略〕

雇用促進法のもとではBさんは「障害者」に含まれない可能性が高い。では、この法律が実際に「障害者」をどう定義しているのか、条文を確認していこう。

「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。第6号において同じ。)その他の心身の機能の障害(以下『障害』と総称する。)があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者をいう。」(2条1号)

これを素直に読む限りでは、障害者とは、「心身の機能の障害」そのものが原因で職業生活に長期的かつ相当の制限がある人をさしている。やけどの手術痕のせ

いで精神的に追い詰められて仕事に支障が出ているという意味で、Bさんはこの法律が定める「障害者」に含まれるという見方もできる。これに対して、Bさんが職業生活に制限を受けているのはやけどの手術痕そのものではなく、あくまで周囲の視線や言葉が原因であるから、Bさんはこの定義には当てはまらないとの見方も成り立つだろう。いずれにしても、Bさんのような容貌に損傷や欠損がある人びとは、雇用促進法のもとでは「障害者」に含まれない可能性がある。

雇用促進法とは異なる考え方をとっているものとして、障害者基本法(以下、基本法)における「障害者」の定義を確認しておきたい。ちなみに、差別解消法は基本法4条が規定する「差別の禁止」の基本原則を具体化する法律として位置づけられるため、基本法と差別解消法はまったく同じ「障害者」の定義を置いている。

「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下『障害』と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」(2条1号)

雇用促進法との比較において注目したいのは、「障害及び社会的障壁により」の部分である。なぜなら、この文言のおかげでBさんが「障害者」に含まれる可能性はぐっと高まるからである。Bさんが日常生活や社会生活に制限を受けているのは、確かにやけどの手術痕そのものが原因ではない。しかし、その手術痕に対する周囲の視線や言葉といった「社会的障壁」が原因で仕事に支障をきたしているとすれば、Bさんは基本法の定める「障害者」に含まれる。

合理的配慮が認められるには、まずは法律の定める「障害者」に該当していなければならない。つまり、Bさんには合理的配慮が認められないかもしれないという懸念は、雇用促進法における「障害者」の定義に由来しているのだ。障害学的に言えば、この法律の「障害者」の定義が「障害の医学モデル」(以下、医学モデル)を採用しているからである。医学モデルとは、障害者の社会生活上の不利(ディスアビリティ)の原因を心身の機能の障害(インペアメント)に還元する考え方のことである。ディスアビリティを克服する方法として治療やリハビリテーションと

いったインペアメントへの医学的介入を重視することから、このように呼ばれる。

医学モデルを徹底的に批判してきたのが、障害学の支柱的アイディアともいえる「障害の社会モデル」(以下、社会モデル)である。この考え方は、ディスアビリティはインペアメントそれ自体ではなく、インペアメントと社会的障壁との相互作用によって生じるとし、とりわけ社会的障壁の問題性を強調する。社会的障壁とは、建築構造や法律の不備だけでなく、非障害者を中心に形成された社会の支配的価値観や慣習行動なども含む広い概念である。職業生活の制限の根本原因を心身の機能の障害に帰する医学モデルにおいては、Aさんだけが制限を受けていることになるが、社会的障壁を求める社会モデルにおいては、Bさんもまた制限を受けていることになる。

例として、階段しか設置されていない建物の2階にあるレストランに車いすユーザが入店できなかったというディスアビリティを考えてみると、その原因をインペアメントに還元するのはいかに的外れかがわかるだろう。もしエレベーターが取り付けられていれば、もし法律がそうした建築構造を認可していなければ、もし人びとの意識がこのような状態を容認していなければ、車いすユーザはレストランに入店することができていたかもしれないからだ。ディスアビリティが実際にどう生じているかを考えれば、妥当なのは社会モデルのほうである。

Bさんが「障害者」に含まれるためには、雇用促進法の「障害者」の定義に社会モデルを採用する必要がある。具体的には、「心身の機能の障害及び社会的障壁」によって職業生活に制限を受けている者を「障害者」と定義することが求められる。確認したとおり、すでにこうした定義を設けているのが基本法である。平成24年版の『障害者白書』によると、2011年の基本法改正において「障害者」の定義が見直され、社会モデルの考え方が取り入れられた。改正前はといえば、障害者が日常生活などにおいて受ける制限は「本人が有する心身の機能の障害に起因する」とされており、医学モデルが採用されていたのである。これに対して改正後は、障害者が受ける制限は「機能障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずる」と解釈し直され、それに伴って「障害者」の定義も変更された。新しい定義のもとでは、容貌の損傷・欠損がこの法律

の定める「その他の心身の機能の障害」(インペアメント)であると認められれば、Bさんは「障害者」に含まれる。

障害差別の解消という文脈で社会モデルを採用する意義は、インペアメントそれ自体が個人に与える影響から、インペアメントに対する否定的な反応が個人に与える影響へと視点を移行させることにある。この視点に立てば、容貌の損傷・欠損を含め、どのようなインペアメントであっても差別行為を受けた者は法的保護を受けられなければならない。つまり、社会モデルを採用することにより、障害差別の現実に照らして法的保護の対象を拡大すべきだという考え方が得られるのだ。

1990年に成立して2008年に改正されたADAのもとでは、Bさんのような容貌に損傷や欠損がある人も「障害者」に含まれている。まずは、ADAにおける「障害者」の定義について確認していこう。

改正前のADAは、「障害」を3つの側面から定義していた。①一定の活動制限を伴う現在のインペアメント(現在の障害)、②一定の活動制限を伴う過去のインペアメント(過去の障害)、③一定の活動制限を伴うインペアメントがあるとみなされること(みなし障害)、である。ADA旧施行規則によると、次の3つの場合が「みなし障害」にあてはまる。(1)インペアメントはあるが一定の活動制限はないにもかかわらず、使用者は一定の活動制限があるとみなしている場合、(2)インペアメントに対する他者の態度のみが原因で、一定の活動制限が生じる場合、(3)もともとインペアメントをもたないにもかかわらず、使用者がその人を一定の活動制限がある人として扱う場合、である。Bさんのような容貌に損傷や欠損がある人は、インペアメントはあるがそれ自体が一定の活動制限を伴うわけではないため「みなし障害」に該当する。なかでも、Bさんの職場での経験を考慮すれば、(2)の類型にぴったりあてはまる。改正後のADAは「みなし障害」の定義に修正を加えたものの、容貌に損傷や欠損がある人が「みなし障害」に該当する点に変更はない。

このように、改正の前後にかかわらずADAのもとではBさんは「障害者」に含まれるものの、実際のところは合理的配慮の対象からは外されている。それはなぜかといえば、ADAは合理的配慮を得る法的資格がある障害者とそれが無い障

害者とを区別しているからであった。同じように職業生活の制限(一定の活動制限)を受けている人を、「インペアメントに起因する一定の活動制限」(以下、機能制約)のある人と、「インペアメントと社会的障壁との相互作用に起因する一定の活動制限」(以下、社会的障壁制約)のある人とに分け、前者にのみ合理的配慮を得る法的資格を認めているのである。ここでは、職業生活の制限を受けている人のうち、機能制約のある人だけが合理的配慮を得られるべきだという見方を「機能制約型」の合理的配慮と呼ぶ。これに対して、社会的障壁制約のある人が合理的配慮を得られるべきだという見方を「社会的障壁型」の合理的配慮と呼んで区別する。機能制約型の合理的配慮は医学モデルに基づいており、社会的障壁型の合理的配慮は社会モデルに基づいている。社会的障壁型の合理的配慮を採用したほうが、配慮を得られる人の範囲は広がる。Bさんのような容貌に損傷や欠損がある人びとは、機能制約型の見方では合理的配慮を得られないが、社会的障壁型の見方をとれば得られることになる。

改正前 ADA のもとで「みなし障害」に該当する人が合理的配慮を得る法的資格があるかどうかについて、裁判所の判断は分かれていた。「みなし障害」にあてはまる人に合理的配慮を認めるのは不当だとする主張は、主に次の3つに整理できる。

第1に、同じように機能制約を伴わないインペアメントをもつ場合であっても、使用者によって機能制約を伴うとみなされるかどうかでその処遇に不公平が生じるのは問題だ、というものである。たとえば、やけどの手術痕という、機能制約を伴わないインペアメントを共通してもっているBさんとCさんがいたとしよう。もし使用者がBさんの手術痕は機能制約を伴うとみなせば、「みなし障害」が認定され(ADA 旧施行規則の(1)に該当)、合理的配慮が得られることになる。これに対して、もし使用者がCさんの手術痕は機能制約が伴うとみなさなければ、当然「みなし障害」は認定されず、必然的に合理的配慮も提供されない。つまり、同じインペアメントをもっているにもかかわらず、使用者によって機能制約があるとみなされるかどうかで、修正手術のための休暇や他人との接触が限られたポストへの配置転換といった合理的配慮を得られるかどうかが変わってしまう。このように、BさんとCさんの間に不公平が生じるおそれがあるため、

「みなし障害」の場合に合理的配慮を認めるのは適当ではない、というわけである。

第2に、「みなし障害」に該当する人と障害のない従業員との間に処遇の不公平が生じるのは問題だ、というものである。Bさんの手術痕は機能制約を伴わないが、使用者は伴うとみなしたとする(ADA 旧施行規則の(1)に該当)。あるいは、もともとインペアメントをもっていないDさんが、機能制約があると使用者にみなされたとしよう(ADA 旧施行規則の(3)に該当)。この場合、要求に応じて合理的配慮が提供されると、BさんやDさんは本来不要な配慮を受けることになり、障害のない従業員に比べて優遇されることになるため、「みなし障害」の場合に合理的配慮を提供するのは適当ではない、というのである。

第3に、「みなし障害」に該当する人の職務を変更・調整することは、ADAの趣旨を逸脱しているので問題だ、というものである。確かに、精神的に追い詰められて出勤するのがつらいBさんは、仕事に支障をきたしている。しかし、そもそも何がBさんの職務の円滑な遂行を妨げているのかということ、それは社会の側の偏見や根拠のない通念である(ADA 旧施行規則の(2)に該当)。とするならば、Bさんが能力を発揮するために必要なのは周囲の理解であって、職務の変更・調整ではないはずだ。にもかかわらず、「みなし障害」に該当する人に休暇や配置転換を提供すれば、職務の遂行に悪影響を及ぼすインペアメントをもつ人を保護するという法の趣旨を超えて合理的配慮の対象者を拡大してしまうことになる、というのである。

〔中略〕

改正前のADAのもとでは、「みなし障害」に該当する人に合理的配慮を認めるかどうかは論争的な問題であったが、改正にあたって彼／彼女たちには合理的配慮を認めないという結論に収束した。先ほどの分類でいえば、ADAは機能制約型の合理的配慮を採用したのである。よって、ADAにおける合理的配慮は、社会モデルの視点からすれば問題含みである。これに対して、社会的障壁型の合理的配慮は機能制約の有無による不公平を招くことはないし、「みなし」による不利

益を考慮に入れることもできる。合理的配慮は障害者が就労を含めた社会活動にアクセスするのを阻んでいる社会的障壁を除去するものであるならば、機能制約のある人に限定することなく、社会的障壁に直面している人びとに広く提供される必要がある。

社会的障壁型の合理的配慮を採用することは、合理的配慮の対象者の拡大を意味している。つまり、身体・知的・精神障害といった障害者手帳を保持している人びとだけでなく、どんなインペアメントであってもそれに対する社会的障壁に直面している人びとは配慮を提供されるのであって、これまでよりも広範な人びとが合理的配慮を得られることになる。

合理的配慮の対象者を拡大しようとするとき、少なくとも2つの方法が考えられるだろう。ひとつは、障害者の定義を拡張し、その結果、合理的配慮を得られる人の範囲を拡大していくというものである。すでに述べたように、合理的配慮が認められるには法律のいう「障害者」に該当していなければならない。より厳密には、法律が定める「心身の機能の障害」(インペアメント)をもっていると認定されなければならないのである。よって、合理的配慮の対象者を拡大していくには、まずはインペアメントの定義を広げる必要があるのだ。容貌の損傷や欠損をはじめ、一時的な疾病や軽度の障害、場合によっては妊娠や加齢に伴う心身の特徴をインペアメントに含めていくのである。そうすることで、Bさんのような容貌に損傷や欠損がある人だけでなく、腰痛持ちの人や軽度のうつ状態の人、妊娠中の女性や高齢者など、これまでは「障害者」とは考えられてこなかったが、インペアメントに対する社会的障壁に直面している人びとを合理的配慮の対象者に包摂していくことができる。ごく限られた人びとの特殊な属性ではなく、誰もが人生のどこかの段階でもちうる普遍的な特徴としてインペアメントを捉えているという意味で、この方法を「インペアメントの普遍化」と呼ぼう。

〔中略〕

合理的配慮の対象者を拡大するもうひとつの方法は、インペアメントはもたないけれども社会的排除にさらされている人びとにまでその範囲を広げていくとい

うものである。インペアメントをもつ人が社会的障壁に直面することで経験する社会生活上の不利をディスアビリティと呼んだ。この考え方においては、ディスアビリティの発生はインペアメントの存在を前提にしている。これに対して経済学者の松井彰彦によるディスアビリティ概念は、インペアメントを前提に置いていない。松井のいうディスアビリティは、「ふつう」から外れた人が「ふつう」の人を基準につくられた社会制度の狭間で経験している社会的排除をさす。こうしたディスアビリティは、障害者に限らず、人種的、宗教的、性的マイノリティや人間の想定を超えた災害に見舞われた人びとなども経験しうる。そして、社会的排除にさらされている以上、そうした人たちは障害者と重なるようなニーズをもっており、合理的配慮を必要としているはずである。合理的配慮を得るにあたって満たすべき要件からインペアメントをもつかどうかを外すという意味で、この方法を「インペアメントの脱要件化」と呼ぼう。

本論の立場は、理念的にはインペアメントの脱要件化が望ましいけれども、実行可能性を考えればインペアメントの普遍化のほうが現実的ではないか、というものである。インペアメントの普遍化の利点は、差別解消法なり雇用促進法というすでに存在する法律を利用できるところにある。イギリス平等法のように、たとえば人種、宗教、性的指向、年齢などの差別事由ごとに新たに法律を制定して合理的配慮の法的資格を認めていくというやり方も考えられる。しかし、立法化にはたくさんの労力と時間が必要になる。そのため、合理的配慮の対象者を拡大するにあたっては、すでに立法化されている差別解消法や雇用促進法の適用対象を広げていくほうがはるかに現実に即している。

ただし、この方法にはいくつかの欠点がある。第1に、あれもこれもインペアメントに含めようとする、常識とはかけ離れた「障害者」の定義をせざるをえなくなってしまう。たとえば、妊娠中の女性や高齢者を「障害者」とするのは無理があると思った読者も少なくないだろう。差別解消法や雇用促進法という既存の法律を利用しようとする、社会通念に照らして疑問が差しはさまれるような「障害者」の定義をせざるをえなくなるという問題がある。

第2に、第1の問題とも深く関わってくるが、「障害者」の定義を広げるとはいえ、いったいどこまでをインペアメントと捉えるのが妥当かという難題が生じて

しまう。例にあげた容貌に損傷や欠損がある人、一時的な疾病や軽度の障害をもつ人などはインペアメントをもっていると比較的認められやすいだろうが、では高齢者や妊娠中の女性、あるいは肥満者はどうだろうか。「子どもを身ごもっていること」や「歳をとっていること」、「太っていること」ははたしてインペアメントに含めて考えられるだろうか。

〔中略〕

そして第3に、新たに「障害者」に含まれる人びとのアイデンティティをめぐる問題が引き起こされてしまう。たとえば、容貌に損傷や欠損がある人びとの中には、自分が「障害者」とみなされることに抵抗感を覚えるという人がいる。「障害者」と分類されることでアイデンティティが傷つく、というのである。そこには、確かに「障害者」と一緒にされたくはないという偏見があるだろう。しかし、それだけでなく、容貌の損傷や欠損にまつわる困難経験がそれ自体として受けとめられずに、「障害(者)問題」という既存のカテゴリーに回収されて理解されていくことへの違和感も含まれる。

こうした課題は残されているものの、合理的配慮の対象者を拡大していくにあたって、インペアメントの普遍化は有効である。この戦略は、たとえばBさんのような、インペアメントに対する社会的障壁に直面しているにもかかわらず、日本ではこれまで「障害者」とはみなされてこなかったグレーゾーンの人びとを切り捨てることなく、合理的配慮の対象者に含めていくのに役立つ。利点はそれだけではない。インペアメントを誰もがもちうる人間の普遍的な特徴と捉えれば、あなたもすでにそれをもっているかもしれないし、これからもつ可能性——来るか来ないかわからない将来の漠然とした可能性ではなく、リアルで身近な可能性——は十分にある。このとき、合理的配慮はもはや限られた人に対する特別な配慮ではない。インペアメントから特殊性を取り除くという戦略は、合理的配慮の当事者性を押し広げ、それを「わたくしごと」としてこの社会に根づかせるポテンシャルをもつのである。

2 以下の文章は、阿部公彦『文章は「形」から読む ことばの魔術と出会うために』の一部を改変したものである。これを読んで、以下の問いに答えなさい。

問 自分の考えを論理的に表現するとはどのようなことか。具体例を交えて、1000字以内で論じなさい。下線部1，下線部2のいずれか、または両方に触れること。

課題文

以下にあげるのは高村光太郎の「道程」です。

僕の前に道はない
僕の後ろに道は出来る
ああ、自然よ
父よ
僕を一人立ちにさせた広大な父よ
僕から目を離さないで守る事をせよ
常に父の気魄を僕に充たせよ
この遠い道程のため
この遠い道程のため

有名な作品なので、国語の教科書などで見たことがあるという人も多いでしょう。意味をとるのも難しくはないと思います。前半では、語り手が自ら人生を切り開いてきた自負のようなものが語られ、後半ではそんな強い自我をさらに包み込むような、より強く、より広大な存在へと目が向けられます。

まず行分けのことから考えましょう。詩ではしばしばまだ余白が残っているのに行分けがされます。「道程」でも、冒頭部では「僕の前に道はない」とだけ言って、行が変わってしまいます。散文であれば、まだこの後に何語も続けられるでしょう。しかし、ここではたった八文字で惜しげもなく行が変わる。

なぜ詩では行分けがされるのでしょうか。日本語でこうした行分けを特徴とする、いわゆる口語自由詩が書かれるようになったのは、せいぜい 100 年と少し前のことにすぎません。川路柳虹かわじりゆうこうが最初の口語自由詩と言われる「塵溜」ほきだめを発表したのが 1907 年(明治 40 年)。もちろん、そのはるか以前から和歌や俳句などの韻文の伝統はありました。ただ、これらは一一つのユニットが非常に短く、行分けということはさほど問題になりません。そういう意味では行分けは、口語自由詩という西洋文学の影響の下に生まれた新しいジャンルと密接に結びついていたと言えるでしょう。

では、行分けはどのような効果を生んでいるのでしょうか。西洋の伝統的な形式を踏まえた詩では、一行あたりの音節の数に規則性があることが多いので、行分けにはある程度必然性がありました。行分けは音節の規則性を反映しているのです。

ご存じのように日本語でも音節の数は形式上大きな意味を持ちます。伝統的な韻文では七・五とか八・六といった音節の数の組み合わせでリズムを作るので、一行の長さも五音節や八音節など、形式上のユニットを反映することができます。高村光太郎の詩の場合にはあからさまにはそうした韻律に則ってはならず、一行あたりの音節の数はばらばらですが、やはり行ごとに切れ目を作ることで、ことばの呼吸を反映しているとは言えます。そういう意味では西洋語でも日本語でも、行分けには音の特徴を可視化する機能がありそうです。行にはことばの音的な特質が、目に見える形で現れ出ているということです。

これは、すごく当たり前のことを言っているように聞こえるかもしれませんが。楽譜をはじめとして、音を視覚化する記号の体系はいくらでもあります。ただ、詩の行分けは、こうした記号による指示とは少しレベルが違うように思えます。行分けは音や意味のつらなりを整理し制御するだけではなく、別の効果も生み出すからです。

多くの現代詩人が作品の中で行分けを行います。しかし、なぜ行分けをするのかは十分に語られていません。それだけに、行分けは一種の暗黙の制度として——あるいは困習として——詩人の重荷になっている可能性があります。行分けを避ける詩人もいます。あるいは作品ごとに行分けをしたりしなかったりという

こともある。行分けの機能を説明するのはどうも簡単ではなさそうです。

たとえば高橋源一郎たかはしげんいちろうさんは行分けが詩の「本質」の一つだとする一方、なぜ詩人が行分けをするのか、その理由については「角を曲がる」という喩えたとを使いながら慎重な説明をしています。

詩の本質と考えられるものの一つに、「改行」があります。「改行」というものは、なぜ存在するのでしょうか。詩人に聞いてもはっきりと答えてくれません。わたしの考えでは、詩人が改行するのは、その行のところでことばの角を曲がるからです。一つの行を書く、ある場所に到達する。その時、小説家はただ早く目的地に着くことだけを考えます。それに対して、詩人は角に来たら曲がりたくなる性質を持っています。ここを曲がったら、自分の知らないなにかがあるのではないかと思っ、角を曲がるのです。角を曲がるとまた角がある。小説家なら角ではなくメインストリートをまっすぐ歩いていきたいと思うでしょう。しかし詩人はその角の向こうにある、隠されているなにかが気になってしょうがない存在なのかもしれません。

(『大人にはわからない日本文学史』岩波現代文庫，2013年，52～53頁。)

「詩人は角に来たら曲がりたくなる性質を持っています」というのは、おもしろい喩えです。たしかに現代詩の行分けには「角が来たから、別に予定はしていなかったけど、とりあえず曲がる」という側面がありそうです。野暮にならない程度にさらにことばを加えれば、それまでの話の流れから予測できない方向に話が進むとか、欲望や意志のロジックが簡単には見えない、あるいは間接的で迂遠な形でことばが積み上げられるといったこともあるでしょう。詩のことばはいろいろな意味で曲がる。改行はまさにその象徴とも思えます。

もちろん「道程」の場合は、それほど目につく形では、ことばが「角を曲がった」とは感じられないかもしれません。しかし、ためしに行分けした場合としない場合とをならべてみるとどうでしょう。

僕の前に道はない
僕の後ろに道は出来る
ああ、自然よ
父よ
僕を一人立ちにさせた広大な父よ
僕から目を離さないで守る事をせよ
常に父の気魄を僕に充たせよ
この遠い道程のため
この遠い道程のため

僕の前に道はない。僕の後ろに道は出来る。ああ、自然よ。父よ。僕を一人立ちにさせた広大な父よ。僕から目を離さないで守る事をせよ。常に父の気魄を僕に充たせよ。この遠い道程のため。この遠い道程のため。

いかがでしょう。後者と比べると、前者では行ごとに小さな飛躍が織り込まれているように感じられないでしょうか。「僕の前に道はない。僕の後ろに道は出来る」というふうに連続して書かれると、前者と後者が密接に関係していて、切れ目のない論理的必然や感情的な流れがあるように感じられる。しかし、「僕の前に道はない／僕の後ろに道は出来る」と行分けされていると、「僕の前に道はない」ことと、「僕の後ろに道は出来る」こととが当然のようにつながるのはなく、この連鎖に小さな驚きが伴うように感じられます。まるで「僕の前」と「僕の後ろ」とが、それぞれ別個の出来事として発生し、区別されているかのようです。

「ああ、自然よ」「父よ」のところはどうでしょう。改行なしだとしてもなめらかに「僕の前に道はない。僕の後ろに道は出来る」の一節に接続するので、「ああ、自然よ」という感慨が「僕の前に道はない……」というつらなりをまとめていると読める。あるいは、「ああ、自然よ……」の方を、挿入的で補足的な詠嘆^{えいたん}として読むこともできる。後者の場合は、「ああ、自然よ……」は先立つ叙述に従属した感想のようなものとなる。「……道はない」「……道は出来る」が、たとえ比喻だとし

でも何らかの現実に言い及んでいる一方、「ああ、自然よ……」の方は叙述に対するコメントのように聞こえるのです。

しかし、改行されるとどうでしょう。「ああ、自然よ」「父よ」という二行はそれぞれ^{きつりつ}屹立し、声として突出しています。それ自体が独立した出来事として、もしくは一種の現実として、読者の前にそそり立つのです。改行にはこのようにことばを独立した声として、際立たせる作用があります。改行のおかげでことばが、まるで外からの新しい到来物のように響く。そこではどのことばがどのことばに従属するか、という論理的もしくは感情的な関係性は後景に退いてしまいます。

このように改行を通して切り離されたことばは、散文的なつらなりの中では見えにくい^{たたず}佇まいをあらためて見せ始めます。そこで私たちは、ことばの形を再発見する。そしてことばの「音声らしさ」や「物らしさ」、「身体性」などをより強く感じることになる。それだけにずっと頭には入ってこなくなるかもしれません。散文的な流れはスムーズな内容の理解を促進しますが、改行の多い語りでは小さな違和感や異物感が差し挟まれます。たとえば(今、私が行っているように)ことばを括弧に入れると、そうでない場合よりも音声らしさや異物感が際立ちます。改行にも似たようなフレーム化の機能があるのです。

改行のおかげで私たちはことばの中に潜む「他者性」と出会います。通常は話したり書いたりする人はことばをしっかりと自分でコントロールし、一定のプランのもとに明確な狙いを持って使用します。しかし、時にことばは思いもかけない展開をする。言うつもりでなかったことを言ってしまうたり、偶然の要素が紛れ込んだり、もっと端的な例としては、別の主体のことばが途中から自分のことばに割り込むこともある。人間が口頭でやり取りをしている最中には、こうしたことは頻繁に起きます。割り込みの結果、話が迷走して何を考えていたのかわからなくなることもありますが、おかげで新しい知見に達することもあります。話し相手のおかげで話し始めたときとは違う風景が見え、結果的に自分が意図したとは異なる主張をしてしまうこともあるでしょう。思ってもみなかった結論にたどり着くのです。

ことばは私たちが考えている以上に、協働的に生成します。ことばによる表現¹をしばしば私たちは「声」という概念でとらえます。だから「有権者の声に耳を澄

ます]とか「組織として声をあげる必要がある」といった言い方をする。ここでは「声」が「主張」「考え」「心理」「気持ち」といった含みを持ちます。人間は統一的な内面を持つものだという前提がここにはあるでしょう。話が支離滅裂だったり、会うたびごとに異なる主張をしたりする人は、周囲とすれば対応が難しい。そういう人の「考え」や「気持ち」をきちんと受け止めようという気も失せてしまう。

しかし、人間の現実では、こうした難しい事態がよく起きます。それどころか、多かれ少なかれ誰にでも発生する。話ながら「あれ？ オレ、こんな変なこと言っちゃった」と思うこともあるでしょう。意見も大いに変わる。たとえば安楽死を認めるべきかどうかといった微妙な問いなら、昨日と今日とで正反対の意見になることがある。ましてや感情ともなれば、とくに恋愛感情などは、一日の中でも同じ人とは思えないほど変化することがある。

政治家なら、主義主張が日々変われば支持者には戸惑いが広がります。政治家は「主義主張」が仕事の柱です。一般人にはそこまでの縛りはない。でも縛りはないけれど、やはりどこかで私たちは内面の統一性を信じているので、その揺らぎを隠蔽しがちです。²ところが詩は、人間のそんな統一性の危うさへと積極的に私たちを導くのです。